

議案第130号

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成13年さいたま市条例第277号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与の種類及び決定の基準) 第2条 水道局企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2～4 [略]	(給与の種類及び決定の基準) 第2条 水道局企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2～4 [略]
(通勤手当) 第8条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下 <u>この号及び第3号</u> において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下 <u>この号及び第3号</u> において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び	(通勤手当) 第8条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が別に定めるもの(以下この号及び次号において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) [略]

(勤勉手当)

第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、当該職員の勤務期間及び勤務成績に応じて支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第23条 第5条、第7条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。
(60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給与の特例)
- 2 職員(さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号)附則第33項に掲げる職員を除く。)が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、同条例附則第32項の例により、管理者が別に定める。

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) [略]

(勤勉手当)

第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、その者の勤務期間及び勤務成績に応じて支給する。

(再任用職員についての適用除外)

第23条 第5条、第7条及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定年退職者等の再任用に係る経過措置)

- 2 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第7条及び第16条の規定は、暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。)には適用しない。

3 前項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、水道事業管理者が定める。